

追加提出議案説明資料目次

令和7年12月定例会

| 資料内容 | 関係議案 | 頁 |
|-------|---|-------|
| 新旧対照表 | 議案第111号 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 ~ 7 |

新旧对照表

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
改正新旧対照表

新（改正後）

別表(第 25 条関係)

| | | | |
|------------|--|--|---|
| し尿 | (1) 定額料金 | | |
| | 世帯区分 | 1 箇月くみ取り回数 | 世帯割額 人員割額 |
| | 1人～3人 | 1回 | 月額 200円 1人につき |
| | 4人～7人 | 1回 | 月額 200円 月額 200円 |
| | | 2回 | 月額 400円 |
| 8人～10人 | 1回 | 月額 200円 | |
| | 2回 | 月額 400円 | |
| | 3回 | 月額 600円 | |
| | (2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1 箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。 | | 1回につき 600円 |
| | (3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によることが不相当と認められるもの | | 36リットルにつき 250円 |
| | (4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。 | | 36リットルにつき 500円 |
| 上記以外の一般廃棄物 | 一般家庭から排出されるものの | (1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分す | 1キログラムにつき <u>25円</u> （破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき <u>30円</u> ） |

旧（改正前）

別表(第 25 条関係)

| | | | |
|------------|---|--|---|
| し尿 | (1) 定額料金 | | |
| | 世帯区分 | 1 箇月くみ取り回数 | 世帯割額 人員割額 |
| | 1人～3人 | 1回 | 月額 200円 1人につき |
| | 4人～7人 | 1回 | 月額 200円 |
| | | 2回 | 月額 400円 |
| | 8人～10人 | 1回 | 月額 200円 |
| | | 2回 | 月額 400円 |
| | | 3回 | 月額 600円 |
| | (2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。 | | 1回につき 600円 |
| | (3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によることが不相当と認められるもの | | 36リットルにつき 250円 |
| | (4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。 | | 36リットルにつき 500円 |
| 上記以外の一般廃棄物 | 一般家庭から排出されるもの | (1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分す | 1キログラムにつき <u>18円</u> （破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき <u>23円</u> ） |

新（改正後）

| | | |
|------------------------|--|--|
| | <p>るとき。</p> <p>(2) 粗大料金</p> <p>ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に定める特定家庭用機器(同法第9条の規定によるものを除く。)で、町が環境センターから同法第17条に定める指定引取場所に運搬するとき。ただし、同法第19条の料金の支払いのされたものに限る。</p> | <p>1個、1束又は1セットにつき 500円</p> <p>1個、1セットにつき 1,500円</p> |
| <p>事業活動に伴って排出されるもの</p> | <p>(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(3) 特定料金 町が収集、運搬し、一般廃棄</p> | <p>1キログラムにつき <u>25円</u> (破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき <u>30円</u>)</p> <p>45リットル袋1枚につき <u>225円</u> 70リットル袋1枚につき <u>350円</u> 90リットル袋1枚につき <u>450円</u></p> <p>1キログラムにつき <u>40円</u></p> |

旧（改正前）

| | | | |
|------------------------|--|--|--|
| | | <p>るとき。</p> <p>(2) 粗大料金</p> <p>ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に定める特定家庭用機器(同法第9条の規定によるものを除く。)で、町が環境センターから同法第17条に定める指定引取場所に運搬するとき。ただし、同法第19条の料金の支払いのされたものに限る。</p> | <p>1個、1束又は1セットにつき 500円</p> <p>1個、1セットにつき 1,500円</p> |
| <p>事業活動に伴って排出されるもの</p> | | <p>(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(3) 特定料金 町が収集、運搬し、一般廃棄</p> | <p>1キログラムにつき <u>18円</u> (破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき <u>23円</u>)</p> <p>45リットル袋1枚につき <u>162円</u> 70リットル袋1枚につき <u>252円</u> 90リットル袋1枚につき <u>324円</u></p> <p>1キログラムにつき <u>33円</u></p> |

新（改正後）

物処理施設で処分する
とき（条例第15条第2項
第1号に規定する場合
を除く。）。

備考

- 1 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。
- 2 破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物は、別に定める。

旧（改正前）

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | 物処理施設で処分する とき。（条例第15条第2 項第1号に規定する場 合を除く） | |
|--|--|---|--|

備考

- 1 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。
- 2 破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物は、別に定める。